

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	鹿沼市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kanuma.tochigi.jp/7,0,129,767.html">http://www.city.kanuma.tochigi.jp/7,0,129,767.html</a>

執行機関名 鹿沼市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鹿沼市子ども医療費助成に関する条例(昭和47年鹿沼市条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 第3の項 鹿沼市子ども医療費助成に関する条例(昭和47年鹿沼市条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	鹿沼市子ども医療費助成に関する条例(昭和47年鹿沼市条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> の医療費の一部をその保護者に助成することによりその <u>疾病</u> の <u>早期発見</u> と <u>治療</u> を促進し、もって <u>子ども</u> の <u>保健</u> の向上と <u>福祉</u> の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿沼市子ども医療費助成に関する条例(昭和47鹿沼市条例第13号)